解題

業平伝記

業平ハ、平城天皇ノ御孫、阿保親王ノ五男也。母君ハ、伊登ノ内親王トイフ桓武天皇ノ御娘君也。業平ノ誕生ハ、淳和天皇ノ天長二年四月朔日ニ生、元慶四年五月廿八日、五十六才ニ而卒シ給フト云ナリ。

伊勢ノ御伝記

伊勢ハ右大臣内麿ノ末孫、前大和守従五位上藤原継蔭ノ娘也。七条ノ后ニ、宮仕ノ女房也。宇多院ノ寵愛ヲ得テ、行明親王ヲ生リ。依テ伊勢ノ御息所共、伊勢ノ女御共云也。

本巻には、いわゆる「冷泉家流伊勢物語注」に属する『十巻本伊勢物語注』『増纂伊勢物語抄』のほか、「冷泉家流伊勢物語注」の影響下に作られた『伊勢物語奥秘書』を活字翻刻した。なお、以上の三点は、いずれも鉄心斎文庫の所蔵である。翻刻を許可された芹澤美佐子氏に心からの謝意を表してから解題に入りたい。

一　「冷泉家流伊勢物語注」とは何か

「冷泉家流伊勢物語注」と呼ばれる『伊勢物語』の古注釈書の類が、平安文学研究者に広く知られるようになったのは、拙著『伊勢物語の研究［研究篇］』『伊勢物語の研究［資料篇］』[注1]の刊行が契機になったと言ってよいのではないかと思う。私は、まず［研究篇］において、登場人物のすべてに実在人物（時には非実在人物）の名をあてたり、「昔」としか書かれていない物語中の出来事を×年×月×日のこととしたり、『文選』『白氏文集』『萬葉集』などからの引用と称していても、実は現存の『文選』『白氏文集』『萬葉集』にはない、デッチアゲの引用をほしいままにする注釈の実態を紹介した上で、にもかかわらず、それが平安時代の『伊勢物語』享受のあり方を伝えていることを明らかにするとともに、その代表として宮内庁書陵部の『伊勢物語抄』（函架番号二一七・三四六）を『伊勢物語の研究［資料篇］』に翻刻したのであるが、私の記述に疎漏があったのか、「冷泉家流伊勢物語注」すなわち『書陵部本伊勢物語抄』のように大方には思われるようになってしまった。しかし、「冷泉家流伊勢物語注」は、固有の書名ではなく、この類の注釈書の一般的呼称であることを、ここで、まず断っておきたい。

ところで、「冷泉家流伊勢物語注」という呼称を用いたのは、犬井貞恕（一六二〇―一七〇二）著、空華庵忍鎧

（一六七〇―一七五二）補の『謡曲拾葉抄』[注2]である。

その『謡曲拾葉抄』の『杜若』を見ると、「春日の祭の勅使として」という謡曲詞章について、

①「冷泉家流伊勢物語注」云、承和十四年三月十三日、業平春日祭の使に行也。かりと云は、仮初の儀也。是は五位の検非違使の行使也。業平は親王の子なれば、此ノ使をすべきにあらね共、時のきらにつきて仮初の使に行也云々。

とあり、「殿上にての元服」という詞章については、

②「冷泉家流伊物注」云、業平十一より、東寺僧正真雅の弟子にて有けるを、十六の歳、承和十四年三月十一日、仁明天皇の内裏にて元服する也。此時、業平ハ五位無官ニテ左近ノ大夫といふト云々。

と記し、さらに「八橋」については、

③「冷泉家流伊物注」云、八橋とは、八人を、いづれも捨ず思ひ渡す心也。八人と云は、三条町、有常娘、定文妹、伊勢、小町、当純妹、染殿内侍、初草女也云々。

と述べている。

この内、①と②については、右の『書陵部本伊勢物語抄』は、

初冠とは、元服の始なり。是は業平十一より東寺の真が僧正の弟子にて有けるを、十六の年、承和十四年三月二日に、仁明天皇の内裏にて元服する也。わらは名曼荼羅也。秘事也。此時、業平は五位無官にて、唯左近大夫といふ也。奈良の京春日の里に知よししてかりにゐにけりとは、承和十四年三月二日の祭の勅使に行也。此使は、必五位のけんびいしの、みめよく、代にきら有人のする也。其頃可然人なかりければ、俄に二日業平元服せさせて、三日ちよくしにたつる也。是は、親王の子にてましませば、五位けんびい使すべきにはあらね共、ようがんに付て、かりにし給ふ職なるがゆへに、知よししてかりにゐにけりといふ也。

とあって、主旨は一致するが、小異もある。

それに対して、本巻所収の『十巻本伊勢物語注』[注3]（五頁）では、

初冠トハ元服ヲ云也。業平ハ、少クヨリ真雅僧正ノ弟子トシテ、童名曼荼羅ト号ス。仁明天皇御時、承和七年三月二日、十六歳ニシテ元服。此時ハ五位ノ無官ニシテ左近将監（大夫事）ト云。奈良京春日ノ里ニ、シルヨシシテ、カリニイニケリトハ、カスガノ三月三日ノ祭ノ勅使ハ、必五位ノ検非違使ノ、ミメヨキカ、時代ニキラアル人ノスル也。其比、可然人ナカリケレバ、俄ニ、二日、業平ニ元服ヲセサセテ、三日ノ勅使ニ立ラルヽ也。是ハ、親王ノ子ニテ座セバ、五位ノ検非違使スベキニハアラネ共、容顔ニ付テ、カリニシ給フ職ナル故ニ、知ルヨシシテイニケリト云。

とあり、さらに、これと近い関係にある、本書所収の『増纂伊勢物語抄』（七七頁）では、

一、初冠とは、元服の始を云也。業平は少くより真雅僧正の弟子として、童名曼荼羅と号す。仁明帳淳和天皇の御時、承和十四年三月二日、十六にて元服。此時は五位無官にして、左近大夫と云々。奈良京春日里にしる由して仮にいにけりとは、春日の三月三日祭、勅使は必五位の検非違使のみめよく、時に代のきらある人のする也。其比、可然人なかりければ、俄に二日業平に元服せさせて、三日勅使に立る也。是は、親王の子にて座ば、五位の検非違使すべきにはあらねども、容顔に付て仮にし給ふ職なるがゆへに、知由して仮にいにけりと云也。

とある。

次に、広島平安文学研究会刊の『平安文学資料稿』第三期第一巻に翻刻された『定家流　伊勢物語　千金莫伝』を見ると、

初冠とは、元服の始なり。是は、業平、十一歳より、東寺の真雅僧正の弟子にて有けるを、十六歳、承和十四年三月二日、仁明天皇の内裏にて元服するなり。童名曼荼羅秘事なり。此時、業平は五位無官にて、只左近大夫と云なり。

奈良の京春日の里ニしるよししてかり（ママ）にいにけりと云は、承和十四年三月三日の春日祭の勅使に行なり。此使は必五位の検非違使の、みめよく、代きら有人のするなり。其比、然るべき人なかりければ、俄に二日業平元服をせさせて、勅使に立るなり。是は親王の子にてましませば、五位の検非違使すべきにはあらね共、容顔に付て仮にし給ふ識（ママ）なるがゆへに、しるよししてかり（ママ）にいにけりと云なり。

とある。

さらに、「伊勢物語註　冷泉流」という書名を持つ今治市河野美術館蔵本を見ると（注4）、

うゑかぶりとは、元服也。是は業平、十一より東寺の僧正真雅の弟子にて有けるを、十六の年、承和十四年三月二日、仁明天皇の内裏にて元服するなり。わらは名まんだら也。此時、業平は五位無官にて、たゞ左近大夫と云也。

奈良の京かすがの里にしるよししてかりにゐにけりと云は、承和十四年三月三日、かすがのまつりのつかひにゆく也。かりと云は、かりそめの義也。これは五位の検非違使のゆく使也。業平は、親王の子なれば、此使をすべきにあらねども、時のきらに付て、かりそめのつかひにゆけば、しるよししてかりに行といふ也。

とある。

きわめて近似していたり、少し異なっていたりするが、要するに、文章に小異はあっても、内容は同じと言ってよい。

次に③、第九段の「三河国八橋」の注を例に掲げよう。

まず、『書陵部本抄』を見ると、

八橋とは、八人いづれも捨がたくて、思ひわびたる心也。八人とは、三条町文徳天皇思人、これ高親王母、有常娘染殿内侍、伊勢、小町、定文娘（妹）、初草女、当純娘（マサズミ）、斎宮、此八人也。

とある。

一方、『十巻本伊勢物語注』（本巻一四頁参照）では、

八橋トハ、八人ヲカケテ思渡ルヲ云也。八人トハ、四条后、染殿内侍、伊勢、小野小町、定文ガ妹、初草女、源当純妹、斎宮女御、此八人也。

となっていて、惟喬親王の母である三条町を削除して、兄行平の娘である四条后を加えている。

次に『増纂伊勢物語抄』（本巻八五頁参照）では、

八橋とは、八人を懸て思ひ渡るを以八橋と云也。八人とは、四条后、染殿内侍、伊勢、小野小町、定文が妹、初草女、源当紀（純歟）が妹、斎宮女御、此八人也。

とあって、『十巻本伊勢物語注』と一致している。

一方、『河野美術館本注』を見ると、

八橋と云は、八人をいづれもすてず、かけて思ひわたる心也。八人と云は、三条町、有常娘、伊勢、小町、定文妹、当純妹、染殿内侍初草女也等也。

とあって、三条町を持ち出す点では、『書陵部本抄』に近いが、染殿内侍と初草女を同人としている点など、やや混乱が見られる。

最後に広島平安文学研究会刊『定家流　伊勢物語　千金莫伝』を見ると、

八橋と云は、八人を何も捨難して思ひ渡る也。八人とは、三条町、有常娘、伊勢、小町、定文娘、初草、当能娘、斎宮、此八人なり。

となっている。この「八橋」は、直前の「三河の国」について、二条后・染殿后・四条后の三人に対する「苦」を説いたものとする説にかかわっていて、『増纂伊勢物語抄』は「四条后」と「有常娘」を入れ替えているが、他は「娘」と「妹」の誤写による異同が目につく程度で、諸本が一つの源から発していることは疑いないのである。

以上に述べてきたことをまとめてみると、

一、「冷泉家流伊勢物語注」とか「冷泉家流伊勢物語抄」というのは、固有の書名ではなく、同趣の注釈書の総称であること。

二、その内容は、在原業平が奈良の京春日の里へ行った日時を特定したり、三河の国や八橋に人名をあてて譬喩として理解させようとしていたというように、今日から見れば、荒唐無稽としか言いようがないような付会が注釈の方法となっていること。

三、にもかかわらず、前掲の『謡曲拾葉抄』が注するように、『杜若』のほか、『井筒』や『雲林院』においても、骨子として使われているように、この特殊な『伊勢物語』享受は、世阿弥を始めとする室町時代の謡曲作者に深い影響を与えていたことが知られるのである。

二　「冷泉家流伊勢物語注」の呼称と性格

江戸時代、おそらくは十八世紀後半から十九世紀の初頭の間に成立した『謡曲拾葉抄』において、「冷泉家流伊勢物語注」という呼称が用いられていることは、既に述べた。また右に述べた今治市河野美術館蔵本が端作りに「伊勢物語注　冷泉流」と記した（外題の題簽にも同様に書かれているが、これは後のものであろう）ことも、この類の注釈書の呼称として特筆しておくべきであろう。同本は奥書に「本云、于時正応四年四月十九日」とあって、鎌倉時代後期の正応四年（一二九一）に「冷泉家流」と称していたかに見えるが、冷泉為相（一二六三―一三二八）や冷泉為秀（一三〇三？―一三七三）が活躍していた時代に、彼らが「冷泉家流」などと称するはずがない。「于時正応四年四月十九日」という本奥書を信用するかどうかは私も迷うが、少なくとも端作りの「伊勢物語注　冷泉流」が書かれたのは、書写年代に近い室町時代後期であったと推測するのである。

というのは、室町時代の後期になっても、この種の注釈は「冷泉家流注」とは言わず「古注」というのが一般的だったからである。

たとえば、宗祇の講釈を弟子の肖柏が聞書した『伊勢物語肖聞抄』（片桐洋一編『伊勢物語の研究［資料篇］』所収）の冒頭近くの五章段の注を見ると、

（1）うゐかうぶり、元服の事なり。古注には、承和七年、十六歳と云々。（第一段）

（2）西の京に女有けり。此女誰ともなし。古注には二条后云々。不用之。（第二段）

（3）昔男有けり。京に有わびて、業平流罪の時の事也。当流の説、東国下向の分也。古注に種々譬喩。不用之。（第七段）

（4）母なん藤原、古注には、父は有常也。母は良門の女也と云々。系図を引みるに良門は女なし。（第一〇段）

（5）むかし、武蔵なる男、業平也。女、誰ともなし。古注、四条后云々。四条后と云事不可然。清和御時は立后の事なし。（第一三段）

というように「古注」という呼称がしばしば見られる。そして、この「古注」こそは、既に述べて来た「冷泉家流伊勢物語注」の類なのである。

今、念のために本巻所収の『十巻本伊勢物語注』で確認してみると、

（1）初冠トハ、元服ヲ云也。業平ハ、少クヨリ真雅僧正ノ弟子トシテ、童名曼荼羅ト号ス。仁明天皇御時、承和七年三月二日、十六歳ニテ元服。（第一段）

（2）西ノ京ニ女アリケリトハ、二条ノ后、未ダ東宮ノ女御ニテ、西五条内裏ノ西対ニ住給シ時ノ事也。（第二段）

（3）京ニ有ワビテ、東マノ方へ行ケルトハ、二条ノ后ヲ盗ミ奉ル事顕テ、東山ノ関白忠仁公ノモトニ、ヲシアヅケラレテ来ル事ヲ云。

へと記した後、海神に身を捧げて入水した妻、弟橘媛を思って、日本武尊が「吾嬬（あづま）はや」と宣ったということから、東国を「あづま」というようになったので、二条后を思って「我妻」と言ったので、「あづま」へ行ったと物語では言っているのであって、実際に東国へ行ったわけではないというのが「古注」の方法なのだと述べたり、「伊勢尾張のあはひ」とは、実の伊勢と尾張のことではなく、「業平、二条后ノ契ノヲハリノアハヒ」のことだと述べている。まさに「古注」は「種々譬喩」しているのだと言っているのである。〉（第七段）

（4）母ナン藤原ナリケレバトハ、彼女ノ母、有常ガ妻ハ、中宮大夫藤原良門ノ娘、忠仁公ノメイ也。サレバ、藤原氏ト云。（第一〇段）

（5）ムサシナル男トハ、有常、武蔵守ナリシ時、業平、彼聟ニテ、武蔵守ノ許ニ居タリシヲ云也。京ナル女トハ、我メイ四条ノ后ノ御事也。（第一三段）

とあるように、この『十巻本伊勢物語注』も、「古注」と呼ばれるものの類であることが確認されるのである。

このように、「古注」と呼ばれている「冷泉家流伊勢物語注」の類において、最も特徴的なことは、登場人物のすべてに実在人物の名を具体的にあてることにあるのだが、たとえば（2）の場合、女を二条后とする点においても、（4）も父を紀有常とし、その妻、つまり母を藤原良門の娘とする点で一致し、（5）においても、「武蔵なる男」を業平のこととし、女を四条后のこととしている点において一致しているというように、『肖聞抄』の言う「古注」が「冷泉家流伊勢物語注」の類を言っていることは疑いもない。なお、ついでに言えば、『十巻本伊勢物語注』を始めとする「冷泉家流伊勢物語注」が「四条后」と呼んでいる女性は、在原行平の娘のことであるが、『肖聞抄』が言うように、行平の娘で、貞数親王の母である在原文子は、立后していないので、

四条后と呼ばれる謂れはない。「冷泉家流伊勢物語注」の方法と内容を端的に示すケースと言えよう。

ところで、右の第七段の説明においても述べたが、「冷泉家流伊勢物語注」の大きな特徴としてあげなければならないのは、業平の東下りを否定し、いわゆる東下り章段に書かれていることは事実ではなく「譬喩」だと見る理解である。『肖聞抄』が（3）において「当流の説」は「東国下向」でよいのだが、「古注」ではそうでなく、「種々譬喩」していると言っているのがそれにあたる。事実、これらの注は、「実に有わびてあづまに行」ったのではなく、「二条の后をぬすみ奉る事」が露見して「東山の関白忠仁公の許に預をかるゝを云」うのであって、その東山の「東」によって「東（あづま）」と言ったのだと言い、「伊勢尾張のあはひ」というのが、「后と業平と二人のあはひ」、つまり「二人の交り」を譬喩しているのだと言っていることである。

このような注釈の方法、さらに「『萬葉集』に云」「『白氏文集』に云」と書かれていても、実は『萬葉集』や『白氏文集』には全く存しないというような点が、これらの注釈の大きな特徴をなしているのであるが、これを、平安時代の物語享受の実態を示すものと見るか、子供騙しの「荒唐無稽さ」と見るかによってこの種の注釈書の価値は大きく異なってくる。この種の注釈書の紹介を始めてから、私は一貫して、前者、すなわち、平安時代の物語享受の実態を留めるものとして高く評価して来たのであるが(注5)、既に室町時代の後期には、「東常縁は、さしたる人にてもなき者には、以ㇾ古注ㇾよむ。よき門弟には本式に読むなり。逍遥院・三光院も古注をまじへてよむ事あり」（『伊勢物語後水尾院御抄』）というように、古注は親しみやすく面白いが、当流の説に比べれば、初歩的であり、学問的ではないとされて来た。つまり、三条西家流など、広義の二条派に属する人々にとっては、「古注説」は、「当流説」に比べれば、劣るもの、幼稚なものとして把握されていたことは間違いなく、このような見地から見れば、「冷泉家流伊勢物語注」という呼称も、当流説の前段階として講じられる、通俗的だが、程度の低いものという把握から、二条派の人々によって呼ばれたのであって、冷泉家において、このように名づけられたものではなかったのではないかと思われてくるのである。ちなみに、『十巻本伊勢物語注』では、七頁上段、二四頁下段、四〇頁下段に「当流」とあり、『伊勢物語奥秘書』では一六七頁上段、一八〇頁下段に「当流」とある。「古注」は「当流説」の学習の前提として紹介されているのである。

三　『十巻本伊勢物語注』について

前置きが長くなり過ぎたが、このあたりで、『十巻本伊勢物語注』に焦点をあてよう。

鉄心斎文庫所蔵『十巻本伊勢物語注』というのは、私の呼称であり、外題の題簽は、「伊勢物語註」、内題は「伊勢物語注第一」などとなっている。ただ注意すべきは、今では一冊本になっているこの書であるが、本来は全十巻であった名残りを留めているらしいことである。すなわち、端作りに言う「伊勢物語第一」は総論から第四段まで、「第二」は第五段から第九段の宇津の山まで、「第三」は第九段の富士山から第一二段まで、「第四」は第一三段から第二四段まで、「第五」は第二五段から第五〇段まで、「第六」は第五一段から第六八段まで、「第七」は第六九段から第七八段まで、「第八」は第七九段から第九四段まで、「第九」は第九五段から第一一三段まで、「第十」は第一一四段から最終の第一二五段までというように、全体が十巻に分けられているのである。

後にも触れるが、この種の注釈書は、おおむね二巻か三巻の形態をとっていて、前述した宮内庁書陵部本「伊勢物語抄」が、春・夏・穐・冬という四巻構成になっていることさえ珍しいということを思えば、一冊本である

該本が全十巻の形態の跡をとどめていることは異常である。後述する一条兼良の『伊勢物語愚見抄』の序文が、「相伝の家訓には随分の奥義とのみ」と言われて来たが、実は「来歴と引き載せたる和漢の書典、一つとしてまことあることなし」と喝破している『十巻の抄』と何らかのかかわりがあるのではないかと思われるのである。

該本は、縦三〇・七糎、横一九・〇糎。紺紙の表紙の左上に題簽を貼り、「伊勢物語註　全」と外題する。料紙は薄様、袋綴。江戸時代前期の写本である。墨付きの最終丁に左の奥書がある。

右此抄者、中院大納言為家以自筆令書写之為証本。
私云、凡伊勢物語抄物、常雖多所流布、於此秘注者未露顕。無左右不可授給不信輩而已。
正長元年戊申七月廿五日　　藤原為将　在判　法名正通
于時永正十二年乙亥五月廿三日書写校合畢

まず、一行目に、この注釈書が為家自筆本に発していることを述べ、続いて「不信の輩には授けるべきでない」と述べる。兼良が言っていたように、まさに「ひそかに」「披見す」べき「随分の奥義」として相伝されていたことを示そうとする記述が続いているのである。

次に正長元年（一四二八）の識語に名の見える藤原為将は、井上宗雄氏の『中世歌壇史の研究　室町前期』(注6)に示されているように、二条為忠の孫。静嘉堂文庫所蔵の伝崇光院筆『和歌潅頂次第秘密抄』の奥書に「応永十年九月　為将朝臣」とその名が見え、『満済准后日記』永享六年正月十八日の条に「前年（古今集の説を）為将為忠孫子云々一反伝受了」と記されている人物である。二条庶流の歌人と言ってよかろう。

さて、この注釈の性格の立場と姿勢は、第一四段を例として見ることによって明らかになる。

第一四段の「クタカケ」の注を見ると、この『十巻本伊勢物語注』には（二四頁）、

又、他流ニ云、クタカケトハ、チイサキ家ノ鶏ト云也。クタトハ、少ノ義也。クタケタルト云意也。家ハイエ、ケハ鶏也ト云リ。家ノ義ハ不然。タヾクタヲ切テカケタル故ニ、鶏ヲクタカケト云也。他家ニハ、ヒヨ〳〵トト鳴ヲ聞テ読ルト云。クタカケトハ、小鶏ト書リト云。サレバ少キ鶏ハヒヨ〳〵也。鶏ハ、カケト鳴バ、クタカケトハ、小鶏ト云リ。当流ニハ、不然。

と述べているのに対して、『書陵部本抄』の該当部分では、

家隆云、くたかけとは、ちいさき家の鶏と云。くたとは、少の義也。くたけたるといふ意也。くはいへ、けは鶏也。此義不然也。唯、くたをきりかけたる故に、くたかけといふなり。行家には、ひよ〳〵のなくを聞而よめりと云。くたかけとは小鶏也。小鶏と書て、くたかけとよめり。鶏はかけとなけば、くたかけとは小鶏といへり。たうりうには不然。

というように、ほとんど同じ文脈で記されているのに、『十巻本注』の「他流」「他家」が、『書陵部本抄』では「家隆」「行家」となっていることに注意される。そして、ここで思い出されるのは、拙著『中世古今集注釈書解題(注7)二』に紹介・翻刻した『古今和歌集序聞書　三流抄』の冒頭に、

『古今』ニ、三ノ流アリ。一ニ定家、二ニ家隆、三ニ行家。

とある書き出しである。

この「家隆説」「行家説」は、定家説を際立たせるために持ち出されているに過ぎない。そして、このような叙述がなされ得るのは、家隆や行家の歌学の影響を受けた人々が姿を消してから暫くした頃ではなかったかと思

われるのである。

この『古今和歌集序聞書 三流抄』は、伝本も多く、室町時代には、数々の謡曲や『太平記』『曾我物語』などに深甚な影響を与えて来た伝書であるが、東京大学本の、

写本云、
弘安九年十二月十八日、古今序談義畢。
定家余風　能基

という奥書に注目すれば、『玉伝深秘巻』『深秘九章』などの生成伝承にかかわった為家の庶子二条為顕の歌学を継承した能基(注8)という人物に焦点があてられる。加えて言えば、この奥書や、片桐洋一所蔵甲本の奥書、

弘安元年(注9)閏十二月十八日、古今序講義畢
写本定家私風(余カ)被将写也。

が、前述した今治市河野美術館本『伊勢物語注　冷泉流』の奥書に、

本云、于時正応四年四月十九日、定家之余風相伝如右。

とあるのと酷似していることが注意される。奥書だけではない。「擬萬葉集」「擬白氏文集」など信じられない文献を典拠として講釈するその方法と内容は、『伊勢物語』の「冷泉家流古注」と『古今集』の「三流抄」の類に共通している。

ありもしない家隆説や行家説をターゲットにしながら、ありもしない定家説を説くこれらの伝書が、冷泉家において作られたはずはない。「祖父卿」と言えずに、「定家之余風」を標榜する為顕→能基のような、庶流の歌僧などによって、これらの伝書は、おそらく伝えられたのであろう。

実際、これらの「冷泉家流古注」は、前に触れた一条兼良の「伊勢物語愚見抄」の序文が「来歴と引のせたる和漢の書典、一としてまことある事なし」と記しているように、多くの文献を引用するが、その大半はデッチアゲの引用である。

今、『十巻本伊勢物語抄』の場合で言えば、たとえば、第一段の「かいまみ」の注に「万葉云」の歌として引く「天命尊石尊志天大八洲尓開真見初天契(アマナツチイワナツチシテヲヤシマニカイマミソメテチギリソメテキ)初天気」をはじめとする数多くの歌が『萬葉集』からの引用として記されているが、拙著『古今和歌集以後』(注10)に収めた「中世万葉擬歌とその周辺」に詳述したように、まさしく中世に作られた万葉擬歌であって、実在の『萬葉集』とはまったく関係がない。

また、たとえば、第四段の「ホイニハアラデ…」の注に、「文集云、河水常ニ澄メバ水上ニ求賢聖ヲ　虚天長クシテ隠レバ世ニ出ヅ　暴政ノ主(アルジ)　此不出顕(イダサズホニハ)　以前表如是ト云リ。同集云、披者舜帝ノ父、政途不賢不事(ツカヘズ)君、埋傍山終不出顕(ホニハ)」をはじめとする数多くの漢詩も、『白氏文集』には全く見出せないデッチアゲなのである。

というように、「擬萬葉集」「擬白氏文集」の引用に見られるデッチアゲのデタラメさが、この「冷泉家流伊勢物語注」の類に共通する大きな特徴であると言えるのであるが、しかし、なお、「冷泉家流伊勢物語注」の類は、実は大きく二つの系統に分かれるのである。

たとえば、第三五段の「心にもあらでたえたる人」について、『十巻本伊勢物語注』は（三五頁）、

心ニモアラデ絶ニケル人トハ、染殿ノ后ニ申シ契ケルガ、大后ノ宮トナリ給ケル間、コ、ロナラズ逢ガタキヲ云也。歌ニ、玉ノ緒トハ、念珠ノ緒也。アハヲトハ、アハセタル緒也。絶テ、緒ハホドキタレ共、又、己(ヲノレ)トヨ

リアフ如ニ、結ツル契ナレバ、離タリトモ又アハント云ナリ。

とある。

一方、前述した『書陵部本伊勢物語抄』を見ると、

心にもあらでたへたる人とは、二条の后に夫婦の約束したりしかども、后に成給たれば、心にもあらで別る人といふ也。或云、染殿后に申ちぎりけるが、大后の宮と成給ければ、心ならず逢がたきをいふ也。歌に、玉のおとは、念珠のお也。あはをとは、あふたる緒なり。絶ての後もあはんとぞ思ふとは、よくあひたる糸は、ほどきたれ共、又よりあふやうに、ともに契りし中なれば、はなれたりとも、また逢むといふ也。

とあって、この『十巻本伊勢物語注』の説は書陵部本に傍線を付した「或云、…」の説にあたることが知られるのである。

念のために、同じような例として第五三段の場合を見ておこう。この『十巻本注』では（四一頁）、

一、難逢女トハ、当純ノ大将ノ妹、内裏ニアリテ逢ガタク成シニ、自会フ夜、鳥ノ鳴バヨメル也。歌ニ義ナシ。

とあるのに対して、『書陵部本抄』では、

難がたき女とは、二条后の内裏にのみありてあひがたきをいふ也。或本に云、まさずみの大将のいもうと内裏に有て逢がたかりしに、をのづから会鳥の鳴ければよむ也。

となっている。正説の二条后との話ではなく、「或本に云」として付加する形で引く別説と一致しているのである。

紙数に余裕がないので、引例はこれだけにしておくが、『十巻本注』は、『書陵部本抄』が正説を述べた後、「或云」とか「或本云」という形で付加している「或本説」に相当することがわかったのであるが、それでは、『書陵部本抄』がその前に記している正説はどのようなものかと言えば、『河野美術館本註』が、まさしくこれに相当する。ちなみに前引の第三五段と第五三段の場合を『河野美術館本註』によって見ると、

・心にもあらでたえたる人といふは、二条后に夫婦のやくそくしたりしかども、后に成給ひたれば、心にもあらでわかるゝ人と云也。玉のをとは、ずゞのを也。あはをと云は、あはせたるをと云也。とけてののちもあはんとぞおもふと云は、よりあはせたる糸は、ほどきたれば又よりあふやうに、ともに契し中なれば、とけたりとも、あはんと云也。（第三五段）

・あひがたき女と云は、二条后の内裏にのみありて、あひがたきを云也。歌に義なし。（第五三段）

とあって、『書陵部本抄』の「或本」による引用部分を除いた形に一致しているのである。つまり、いわゆる「冷泉家流伊勢物語抄」の類には、『河野美術館本註』の系統と、ここに紹介した『十巻本注』の系統があり、『書陵部本抄』はその両者を統合したものであることがわかったのである。

四　『増纂伊勢物語抄　冷泉家流』について

次に解題する鉄心斎文庫所蔵『増纂伊勢物語抄　冷泉家流』も、私に付した書名である。該本は縦二七糎、横一八・二糎の袋綴一冊本。ただし、通行本の第一八段の後、第三六段の後、第六〇段の後、第七七段の後、第九五段の後に半丁乃至一丁余の余白を置き、次を丁のオモテから始めているのを見ると、本来は六冊本であったと考えられる。なお、第四五段の後半を分けて第四六段としているのは、一条兼良の『伊勢物語愚見抄』と一致し

ている。ということは、この『増纂伊勢物語抄』が、この種の古注を全面的に否定した兼良の『伊勢物語愚見抄』を前提にしているかと思わせるが、実はそうではない。「第七十二」と標記された七一段の後に（一二五頁）、

又、イ本云、

旅人を如何思けん、

神かぜやいせの浜荻打敷て旅ねすらん荒き浜べに

是は第七十三とあり。此本にはみへず。但此段は、ある本に、ちはやぶるの部に入たりと云也。

とあるのだが、これは国立歴史民俗博物館所蔵の伝為氏筆『伊勢物語』（重要文化財）の巻末に「小式部内侍本」の本文として伝える章段の一つに、普通本第七一段の「ちはやぶる神のいがきも…」と「こひしくはきてもみよかし…」の二首に続いて、

女、たび人をいかゞ思けん、

神風やいせのはまをぎをりふせてたびねやすらむあらきはまべに

とあるのと一致している。つまり「第七十二」と標記された通行本七一段の後に、通行本になく、国立歴史民俗博物館本に加えられている章段を「第七十三」としたために、通行本の七二段を「第七十四」とし、以下、通行本と二章段のずれがある段数標示となり、通行本では第一二五段になる終焉の段は「第百廿七」という標示になっているのであって、該本の第四七段以下は一章段を、第七二段以下は二章段を、その章段標示から除く必要がある。

さて該本は、藍色紙表紙の中央上方に「伊勢物語抄」と直書（じかが）きにて外題を記す。内題は無く、第一丁の表から第一段の注釈が書かれている。一面九行から十一行に書写されているが、その書写年代は江戸時代中期から後期にかかる頃とすべきであろう。なお、第一丁オモテには「五峰文庫」「洒汀」の、第三六段の後の空白には「灑汀文庫」の朱色蔵書印が捺されている。

さて、最終丁に、

右、中院殿自筆御本書写、其外可然異説ヲ加ヘ、伊豫守貞世与之。

子孫相伝後、為秀卿伝由也。

藤為秀

橘朝臣豊文

源朝臣長照

という奥書を持つ。

これによれば、中院殿すなわち為家自筆本に、しかるべき異説を加え、伊予守今川貞世、すなわち了俊（一三二六―一四一四）に与えたということであるが、この識語の主語は師の冷泉為秀（一三〇五？―一三七二）であろう。為秀が了俊に数多くの歌書を相伝したことは、井上宗雄氏の『中世歌壇史の研究　南北朝期』[注11]に詳しく、矛盾はない。しかし、それに続く「子孫相伝後、為秀卿伝由也」は納得しかねる。「伊豫守貞世」を主語として、伊豫守貞世与之子孫」と読んだとしても、了俊の子孫に相伝されたものが、為秀の許に戻ったというのは、時代から言っても、人間関係から言っても、あり得ることではない、加えて言えば、それに続く「藤為秀　橘朝臣豊文源朝臣長照」は、江戸時代中期以降の古今伝授関係書に多い、権威づけのための「偽伝授系図」であり、本来は

「藤為秀―橘朝臣豊文―源朝臣長照」と書かれるべきものであるが、橘朝臣豊文も源朝臣長照も、「朝臣」とあっても、『公卿補任』には見えぬ架空の人物である。

かくして、この『増纂伊勢物語抄』は、冷泉為秀や今川了俊の名を用いて、冷泉家に相伝されたものであるかのように見せかけているものであることがわかったが、内容は「冷泉家流伊勢物語抄」の一種であり、しかも、『十巻本伊勢物語抄』と近似した本文を根幹に据え、右の奥書が「其外可然異説ヲ加ヘ」と言っているように、他説を増補していることは、以下の叙述によって、すぐに明らかになるはずである。

まず、本解題の二八五頁に『十巻本伊勢物語抄』の特徴を示す本文として掲げた第三五段の「心にもあらでたえたる人」についてこの注釈を見ると（一〇五頁）、

心にもあらでたへにける人とは、染殿后に申契けるが、大后の宮と成給ければ、心ならず難逢を云也。歌に、玉の緒とは、念珠の緒也。あはをとは、合たる糸也。絶ての後も逢むとぞ思とは、かたくより合たるをばほどきたれども、又、をのれとよりあふごとくにむすぴつる契なれば、たへたれとも、又逢んと云也。（後略）

とあって、前述した『十巻本伊勢物語注』と同じく『書陵部本抄』の「或云…」の説と一致し、しかも『十巻本注』の本文の欠陥を訂正し得る整った本文を持っているのである。

同じような例になるが、やはり前に掲げた第五三段の場合を見よう。この『増纂伊勢物語抄』では（一一二頁）、

一　難会女とは、当純大将の妹、内裏に有て難逢かりしに、自ら会夜、烏鳴ければ読る也。歌に義なし。

とあって、『十巻本注』（四一頁）に、

一　難逢女トハ、当純ノ大将ノ妹、内裏ニアリテ逢ガタク成シニ、自会フ夜、烏ノ鳴バヨメル也。歌ニ義ナシ。

とあるのと、まったくと言ってよいほどに一致し、

逢がたき女とは、二条后の、内裏にのみありてあひがたきを云也。或本に云、まさずみの大将のいもうと大裏に有て、逢がたかりしに、をのづから会、烏の鳴ければよむ也。

とある『書陵部本抄』が「或本に云」として引く別説と一致する形になっているのである。

続けて、もう一例、第八三段の場合を見よう。『増纂伊勢物語抄』には（一三五頁）、

右馬頭なる翁とは、業平也。宮に帰り給ふとは、京の宮也。東三条にあり。心もとながりてとは、小野小町を妻としたりし比なれば、しばしも離がたかりけるを、親王の御供に参りて、久帰らざりけるが、京へ上て、急帰らんと思を、禄給はむとて、御留ありければ、え帰らで、此歌を読て、小町が許へ遣す。歌に云、枕とて草ひき結ぶ事もなしとは、外にしばしの草の枕の旅寝ヲもせず、秋の夜の長き契とも不思と云也。時は弥生の晦日とは、貞観十四年三月也。思外に御ぐしををろし給けりとは、此親王は、文徳の第一の王子にて座しけれども、忠仁公の、関白にて、何事も御計有しかば、御孫清和は、文徳第四の御子にて、末の御子にてをはしましかども、位に付奉しかば、惟喬、世を恨て、貞観十四年七月十八日に、廿九にて御出家ありて、小野山里に閉篭給ひけり。む月にをがみ奉んとて小野にまうでたるとは、貞観十五年正月に、業平、小野へまいる也。御室とは、御庵室也。おほやけ事有けるとは、業平、于時頭中将成ければ、禁中にいとまなくして、久もなくて帰るを云也。歌に義なし。

とあるのだが、これを『十巻本注』と比べると（五七頁）、

右馬頭ナル翁トハ、業平也。宮ニ帰リ給トハ、京ノ宮也。東三条ニアリ。心元無テトハ、小野小町ヲ妻トシタリシ比ナレバ、シバシモ離レガタカリケルヲ、親王ノ御供ニ参テ、久ク帰ラザリケルガ、京ヘ上テアレバ、急ギ帰ラント思フニ、禄ヲ給ハントテ、御留アリケレバ、エ帰ラデ、此歌ヲ読テ、小町ガ許ヘ遣ス。歌、枕トテ草ヒキ結ブコトモセジトハ、外ニ、シバシノ草枕ノ旅ネモセジ、秋夜長キ契トモ思ハズト云也。草枕ト云事、二ノ義アリ。夫ナンドノ、旅宿ニ馬草ヲ枕ニシ、又、野辺ノ宿ニ草ヲ押ナビカシテ枕トスル。ソレヲ云トモ云リ。タヾヰナカニハ、稲ヲ枕ニスル事モアレバ、ヰ中ノ義ヲ、草枕トモ云リ。時ハヤヨヒノ晦日トハ、貞観四年三月晦日也。思ノ外ニミグシオロシ給ケリトハ、此親王ハ、文徳第一ノ皇子ニテ座シケレ共、忠仁公、時ノ関白ニテ、何事モ御計アリシカバ、御孫ノ清和ハ、文徳ノ四ノ御子ニテ、末ノ子ニテ御坐シヽカ共、位ニ即奉シカバ、惟喬ハ世を恨給テ、貞観四年七月十八日ニ、十九ニテ御出家アリテ、小野ノ山里ニ閉篭給ケリ。正月ニオガミ奉ントテ小野ニ詣デタルトハ、貞観五年正月、業平、小野へ詣ヅルヲ云也。御室トハ御庵室也。(オホヤケ)公事有ケレバトハ、業平、于時、頭ノ中将ナリケレバ、禁中ニ隙無キ、久モナクテ帰ルヲ云也。歌ニ義ナシ。

とあって、傍線を引いた『十巻本注』の「貞観四年」「貞観五年」が、『増纂伊勢物語抄』では「貞観十四年」「貞観十五年」となっている点を除けば、叙述の順序や用語など、全くと言ってよいほどに一致しているのであるが、これを『書陵部本注』と比べると、「貞観十四年」「貞観十五年」とする点など、『増纂伊勢物語抄』の方が『書陵部本注』に近いことがわかるのである。

五　『増纂伊勢物語抄』の増補部分

ところで、外題にも「伊勢物語抄」としか書かれていないこの注釈書を『増纂伊勢物語抄』と私に名づけたのは、『十巻本注』と共通する部分の後に、まったく別種の注釈を増補しているからである。

『増纂伊勢物語抄』を見ると、いわゆる「冷泉家流伊勢物語抄」の類の注釈があった後に、一字分下げて「追入」などと書いて注釈を加えているのに気づく。今、第八一段の末尾（一三三頁）を見ると、

追入、左大弁の御子大納言罷卿(昇)の『家の集』云、昔、左のおほひまうちぎみとは、河原左大臣源融卿、嵯峨第二の御子。母四位全子也。弘仁十四年九月六日誕生。承和五年十一月廿七日元服、正四位下。承和十四年四月廿九日聴輦車。寛平七年八月廿五日薨、御年七十三也。鴨河の辺、六条わたりに宮をいと面白作てとは、河原院也。六条坊門万里少路也。北は六条坊門、南は楊桃、西は万里小路、東は富小路也。方四町也。神無月晦日がたとあるは、貞観十四年十月廿九日也。紅(くゝ)の千種にみゆるとは、色の薄くこくみゆる事也。御子達とあるは、人康親王、常康親王、惟喬親王等也。人康親王は仁明第二の御子、四品弾正、天安八年二月十日御誕生。貞観元年五月六日御出家、居住山科、仍号山科禅師宮。貞観十四年十二月廿三日薨、御年四十二。常康親王、仁明第七の御子、承和四　正月四日御誕生、仁寿元年二月八日御出家、御年十五。居住雲林院、仍雲林院御子と号す。彼所舟岡のかたはらにあり。桓武の御願所なり。元慶八年九月廿八日薨、御年四十八。惟喬親王、文徳第一の御子。御母従四位上静子、字三条町。正四位下右衛門督名虎女也。承和十四丁卯十二月八日御誕生。清和より御兄也。居住水無瀬宮、仍号水無瀬親王。貞観十七年乙未七月廿一日御出家、御年廿九。御出家の後は、

居住小野、仍号小野宮。延喜四年十月一日薨、御年五十八、但不審、可尋也。此御子達、貞観十四年十月廿九日御会合有。和歌合、客来讃花亭と云題にて、

亭主源融卿、御年五十。

雲の下にうつろふ菊を尋来て花の台と人の見らん

山科御子、人康親王、御出家の後也、御年四十。

又もこそ玉もてみがくやどなれば袖さへられず菊の上の露

雲林院御子、常康親王、御年三十六、御出家の後也。

水無瀬御子、惟喬親王、御年二十六、

白菊の花の台に尋来てみそなはしつるちよのなみどの

左府の御弟、蔵人源道明をはせしかども、歌は読給はず。勧盃ありしかば、御酌にまい給けり。其時、業平御年四十八、推参して、唐垣の本に暫俳徊して此歌を立聞して後に、さし出て読侍しを、台敷のしたとは書きけり。其歌、

しほがまにいつかきにけん朝なぎに釣する舟はこゝによらなん

塩竈の浦をほめたる故に、おしてまいるよしをよめり。推参といふ由也。此御会合の儀式並び御歌ども、人是をしらず。可秘。

又、業平をかたひ翁と云事、今、此『大納言罷卿(昇)の集』には、家をとろへ、つたなげなる翁と云也。其故は、業平、宮の御子にてあれども、成下てあれば、いやしき翁なんど云義也。『大和物語』に云、昔、男、女、津国

なにはあたりに住けり。最貧なりて、男の云く、「角てはいかゞ。さて有はつべき。己が代に成て心みん」と云。女はかたをむすびて共思ひけれども、男いとまめに云ければ、心ならず泣々別にけり。さて女は都に知たる人のありければ、尋行たり。主、最あわれみて、其夜はそこに明す。終夜夢も結ばず、彼男の事のみを心にかゝりて、軒ばの荻の風に音信を、かゝらましかばなんど、只かの面影身にわびて、涙に曇る月影も我身ひとつの秋に、うらぶれて明すに、さすがかぎりありて、長夜も明にけり。主、さてしも有べきならねばとて、無心人の御内へ宮仕のために遣けり。然に、此人の北の方、程なく失給ひぬ。其後、此女を引上て、あひぐし給ひぬ。此女いと清らかに成行に付ても、津国の事のみ思はれて、いかゞ成ぬらんと、をぼつかなく、かなしくて、今の男に、摂津国難波あたりに御祓せんとて、いとまこひて出立ければ、主ゆるしてけり。うれしと思ひて、彼国に行て、故郷の辺に車をやりとゞめ、昔の宿をみるに、跡形もなし。あさましと思ふ所に、とばかりて有て、癩のやうなる者、茅をかり、荷行けるを見れば、昔の夫なり。いとかなしく、哀に思ひて、車のすだれを引上げ、みるに、此男しばらくは見しらで、良有て、みしれるにや、はづかしげなる気色して、涙ををさへて逃にけり。女、共の者をよびて、「今ありつるものの、余りにあさましげなりつるに、物くはせなどして、何にてもとらせよ」と云ければ、此男尋るに、人の家ににげ入てありけるを、尋出して有ければ、此男、文を書て、「是を奉る」と云。あやしと思ひながら、車の中へ奉る。

君ないてあしかりけりと思ふにもいとゞなにはの浦ぞ住うき

と有ければ、女泣々紙、硯を取出して、

あしからじとてこそ君は別けめなにかなにはの浦はすみうき

是も、おそろしげなる癩にてはなし。只賤きすがたなり。イ説如此。

と記されている。いわゆる「冷泉家流伊勢物語抄」の類には、このような記述はまったく見出せない。この注釈は何かと言うと、拙著『伊勢物語の研究［資料篇］』に翻刻した『彰考館文庫本伊勢物語抄』がこれに該当する。ただし、文章が少し異なるので、煩を厭わず引用してみると、

昔、左のおほいまうちぎみいまそかりけり、かはらのさだいじんの御事也。

河原左大臣融、嵯峨第二御こ。源氏。母正四位大原全子。弘仁十四年九月六日たんじやう。ぜうわ五年十一月二十七日ぐゐんぶく、しやう四ゐ下。ぢやうぐわん十四年四月廿五日左大臣、御年五十。寛平元年七月十九日聴輦車。くわんぺい七年八月廿五日薨、年七十三。

かもがはのほとりに、六条わたりに、家をいとおもしろくつくりてあれば、河原院也。六条坊門万里小路なり。北は六条の坊門、南は楊桃、西は万里小路、東は富小路なり。方四町。

神無月のつごもりがたとあるは、貞観十四年十月廿九日の事なり。亭、御年五十。業平、御年四十八。

もみぢのちくさにみゆるとは、いろ〳〵に、うすくこくみゆるよし也。千種とかけり。

みこたちとあるは、人康親王、常康親王、惟喬親王等也。

人康親王は仁明天皇第二御子、四品弾正尹。てんちやう八年二月十日御たんじやう。ぢやうぐわんぐわん年五月六日御出家。やましなにきよぢう、仍号山科禅師宮。ぢやうぐわん十四年十二月廿三日薨、御年四十二。

常康親王、仁明天皇第七御子、承和四年正月四日御たむじやう。仁寿元年二月八日御出家、御年十五。仁明天皇、嘉祥三年二月廿四日崩御。然ば、依去年御歎に御出家云々。居住雲林院、仍号雲林院御子。元慶八年九月八日薨、御年四十八。雲林院は舟岡のかたはらにあり。桓武天皇御所也。

惟喬親王、文徳第一御子。号水無瀬親王、居住水無瀬宮。御母従四位静子、字三条町。正四位下右衛門督名虎女也。承和十四年丁卯十二月八日御誕生。白清和、三年御兄。ぢやうぐわむ十七年乙未七月廿一日御出家、御年廿九。えんぎ四年十月一日薨、御年五十八。御出家之後、居住小野。よて、をのゝ宮とも申。

この御子たち、ぢやうぐわむ十四年十月廿九日御会合、その日、御酒讌、そのよく日、卅日、わかのくわいあり。

題、客来讃花亭

亭主御年五十

雲のしたにうつろふきくをたづねきてはなのうてなと人のみるらむ

人康親王、御年四十二　御出家後

またもこむたまもてみがくやどなれば袖さへてらすきくのうゑの露

常康親王、御年三十六　御出家後

これもなを雲のはやしのほしなれや菊さへやどのひかりさやけき

水無瀬御子　惟喬親王、御年二十六　御出家已前

白ぎくの花のうてなにたづねきてみそなはしゝるちよのなみどの

左府の御弟、蔵人源道明おはせしかど、うたは、けむぱいありしかば、御酌にまいり給て、業平推参して、唐垣のもとに、しばらく徘徊して、此御歌どもをたちきゝて、後に、さしいでてよみ給しを、台敷のしたとは

かきなせり。「つりする舟はこゝによらなん」とよめるは、しほがまのうらをほめたるうへ、をしてまいるよしをよめり。すいさんといふよし也といえり。

此の御会のうたども、『大納言昇の卿の家の集』にあり。この大納言は大臣の御子なりといへり。この御子たちの御会合の儀式、並に御歌ども、人これをしらず。よくよくひすべし〳〵。

かたいおきなに、あまたの義あり。一ニハ、かたい叟。おそろしげなるかたいにてはなけれども、『大和物語』に、あしかりたる物をも、「かたいのやうなる」といへり。たとへば、いやしきすがたなり。

『大和物語』云、　心を(注12)とり

昔、男女、摂津国難波わたりにすみけり。いとまづしくなりて後、男のいふやう、「かくてはいかゞ。さてありはつべき。をのがよゝになりて、心みん」といひければ、女はかたをむすびてもと思ひけれど、男いとまめにいひければ、心ならずなく〳〵わかれにけり。さて、女ゆくりなくさすらふるに、みやこにしりたる人のありければ、かしこへたづねゆきたり。あるじ、いとあはれにみければ、その夜はそこにあかす也。よもすがら夢もむすばず、かの男の事のみを心にかゝりて、軒ばのおぎの風に、をとづるゝも、かゝらましかばなど、たゞかのおもかげのみ身にそひて、なみだにくもる月かげも、わが身ひとつの秋にうらぶれてあかすに、さすがにかぎりあれば、秋の夜もあけにけり。あるじ「さてしもあるべきならず」とて、やむ事なき御うちにみやづかいす。然に、此やむ事なき人の北の方、程なくうせ給ぬ。男、この女をひきあげて、あひぐし給ひにけり。この女いときよらかになりゆくつけても、つのくにの男の事のみ心にかゝりて、いかゞなりぬらむとおぼつかなかりければ、いまの男に、つの国のなにはわたりに、みそぎせむとて、いとまこひていでたちければ、あるじゆるしてけり。いとうれしく思ひて、かの国にゆきて、ふる里の辺に車をやりとめて、昔のやどをみるに、あとかたもなくなりにけり。あさましと思。とばかりありて、かたひのやうなるものゝ、あしをかりて、になひてゆきけるが、この車の前にやすみて、おもひがけもなげにてありけるをみれば、我昔の男也。いとかなしく、あはれにおぼえて、車のすだれをひきあげてみけるに、この男、目をみあはせて、昔のめと思ひけるより、はづかしく、かなしくて、なみだをおさへてにげにけるを、ともの物をよびて、「いまありつるものの、あまりにあさましげなりつるに、物くはせなんどして、なににても、とらせよ」といひければ、この男をたづぬるに、人の家ににげいりてありけるを、たづねいだして有ければ、歌をかきて、「これをまいらせよ」といひければ、あやしと思ひて、車のうちへたてまつる。

君なくてあしかりけりとおもふにもいとゞなにはのうらぞすみうき

とよみければ、女なく〳〵つますゞりをとりいだして、

あしからじとてこそきみはわかれけめなにかなにはのうらのすみうき

さて、きぬゝぎてとらせて、とびをりつべくおもへども、さすがかなはぬ身なれば、心はちたびとまりけれど、ともの物やがて車をすゝめければ、心ならずなく〳〵かへりにけりとなん。

これ、うるはしきかたいならねども、あさましきすがたをいへり。此義、劣き也。業平、さしもあさましきすがたにてあるべからず。

歌代叟

一ニハ、かだいおきな。歌をげに〳〵しくよむにはあらず。かたのごとくよむよし也。仍うたのしろのおきな

といへり。これ又まことしからず。業平、わろきうたよみとはいかゞいはむ。

閑体叟

一二八、かたいをきな、かむたいをきななり。みやびかなるすがたのおきななり。「かむ」といふ「む」の字をりやく（略）したる也。此ぎをもて正ぎとす。よく〳〵ひすべし。〳〵。

一二八、歌題叟、なりひらをもて歌のほんとすべきよし也。

一二八、難（カタキヲキナ）叟、これ程の人有難と云心也。此義、或説也。

一二八、勘代叟　かたいおきな、業平は過去現在未来三世ヲかむがへしり給へるによて、代をかむがふ叟といへり。これも「かむ」といふ「む」の字を略（シタル）也。このぎより、業平を権者といふぎとはいふなり。此義あさましき義なり。最劣也。あとをけづるべし。もちゆべからず。

『彰考館本伊勢物語抄』の終りの方、すなわち「歌代叟」「閑体叟」「歌題叟」「難叟」「勘代叟」という部分は、『増纂伊勢物語抄』にはない。『彰考館本伊勢物語抄』のこの部分は「一（ひとつ）書（がき）」になっていて、他と異なる。まさしく秘伝・口伝を後補したという感じであって、『増纂伊勢物語抄』は、このような秘伝・口伝を付加していない形の『彰考館本伊勢物語抄』に依拠していると見てよいのではないかと思う。

このように、『増纂伊勢物語抄』の「追」「追考」の部分が、『彰考館本伊勢物語抄』に依拠していることは疑いないが、なお念のために、さらに例を追加しておこう。

まず第七八段の場合、この『増纂伊勢物語抄』には（一三一頁）、

追、異説、三条おほみゆきとは、貞観八年三月廿三日、右大将良相の亭にさま〴〵の花を植られたりけるを御覧のために、三条堀川の亭へ清和天皇の行幸成し也。彼亭をば、号百花亭と。さま〴〵の花うへられたるによりて也云々。此説は、『前内記遠章朝臣の家日記』に見たり。此外の儀は如上。但、石を上の義には盗めりと有。今説には、内へ所望申て、御子に奉と云々。時代のたがへる事、追て可尋記。

とあるが、『彰考館本伊勢物語抄』を見ると、

三条おほみゆきせし時は、ぢやうぐわん八年三月廿三日、右大臣良相の亭に、さま〴〵の花をうゑられたりけるを御覧のために、三条堀川の亭へ清和天皇の行幸なりし時の事也。彼の亭をば号百花亭と。さま〴〵のはなをうゑられたるによりて也。このよし、『前大内記遠章朝臣の家の日記』にありといへり云々。其みゆきの時、千里浜の石を御門の見参に入給て、つぎの日、内裏へおくりまいらせたりけるを、染殿の后、御曹司のまへのやり水に、いたづらにするゑられたりけるを、御随身秦頼視・御駅舎人あさな水沢して、内々后に所望せられたりければ、給はりたりけるを、山科御子にまいらせられける也。（後略）

とあるように、同源の資料によっていることは否定できないが、第七九段においても、『増纂伊勢物語抄』は、貞数親王の誕生を「貞観七年五月二日」とする『書陵部本抄』や本書所収の『十巻本伊勢物語注』の誤写かと思われる「貞観十年五月二日に誕生」という記述をしながら、追書きとしては（一三一頁）、

追イ、此御子は貞観十七年四月廿八日御誕生。延喜十六年丙子五月十九日薨ず。御年四十二と云々。

という異なった伝承を記していて、誕生の年も薨去の年も『彰考館本伊勢物語抄』のそれと全く一致しているのである。『増纂伊勢物語抄』の追加記述が『彰考館本伊勢物語抄』と同内容の説を伝えていることは、このように疑いもなく、従って、初段から第七六段までの注を全く欠く零本である『彰考館本伊勢物語抄』の前半部の内

容を伝える資料としても、『増纂伊勢物語抄』の意義は大きいのである。

かくして、『増纂伊勢物語抄』の追加記述のおおむねが『彰考館本伊勢物語抄』の姿を伝えていることは、疑いもないのであるが、稀には例外もないわけではない。

第九六段の注の末尾に（一四〇頁）、

追口伝ヲ入、堅置日本嶋根乃昔夜里迦佐男胡佐女之契不断。イ本云、素盞烏尊之御歌、かさ・こさは梵語也。所謂男女也。迦佐は金剛界大日、胡佐は胎蔵界大日也。此歌の心は、昔伊奘諾・伊奘冉、此二神自始男女婚合之儀以来、夫婦之義于今不絶と読給へり。可秘之。如師伝書入也。

に始まる特異な内容の長い記述は、『彰考館本伊勢物語抄』には見えない記述である。男女を金剛界・胎蔵界にあてるのは、本大成第二巻所収の『伊勢物語髄脳』をはじめ、真言立川流の影響を受けた中世の秘伝の多くに見られるものであって、特に珍しくもないが、この場合は、前引の『彰考館本伊勢物語抄』からの引用とは異なって、始めに「追口伝ヲ入」と記し、末尾に「如師伝書入也」と記している。『彰考館本伊勢物語抄』の内容を伝えた師が、それ以上の秘説を口伝として伝えたということであろう。

以上に見るように、この『増纂伊勢物語抄』は、『彰考館本伊勢物語抄』による追加のほかにも、さまざまな情報を含んでいて、貴重である。

六　『伊勢物語奥秘書』について

鉄心斎文庫所蔵『伊勢物語奥秘書』は、縦二六・八糎、横一八・四糎の袋綴五冊本。第五冊の冒頭の遊紙と第一丁の印記によって、鷹司城南館と渡邊千秋の旧蔵書であることが知られる。五冊本の第一冊は総論から第一五段の注釈の途中まで、第二冊は第一五段の注釈の途中から第四二段まで、第三冊は第四三段から第六九段の注釈の途中まで、第四冊は第六九段の注釈の途中から第九〇段まで、第五冊は第九一段から第一二五段までという構成である。

水色紙表紙の左上方に『伊勢物語奥秘書　蒿溪考正』と、直書（じかが）きにて外題を書く。ついでに言えば、第一冊の表紙裏に第二二段の注の一部を、同じく裏表紙の裏には総論の一部を、また第二冊の表紙裏には第二三段の注の一部を、さらに第四冊の裏表紙の裏には「伊勢物語」ではなく「古事談　第四　勇士」と端作りした料紙を、それぞれ補強紙として貼りつけている。なお、筆跡は、これらの反古を含めて、江戸時代中期の国学者伴蒿溪（一七三二～一八〇六）のものと見てよかろう。蒿溪の随筆『閑田耕筆』（寛政十一年版）の版下と同じ筆跡である。

右に述べたように、各冊の表紙に『伊勢物語奥秘書　蒿溪考正』とあるほか、第一冊の大扉にも「蒿溪考正伊勢物語奥秘書　全五巻」とあるが、この「考正」は「校訂」の意であって、蒿溪の著作ではない。この『伊勢物語奥秘書』の成立は、後述する内容から見て、室町時代後期と見るべきであろうが、第八二段の「ちればこそいとゞ桜はめでたけれうき世に何かひさしかるべき」の注（一三八頁）に、

心敬の発句に、

雨におち風にちらぬは花もみぢ

と申されたるを、秀逸と申侍り。同じ心なり。

とあるのを見ると、この『伊勢物語奥秘書』の成立は、心敬がこの句のよんでから後、しかし、心敬やこの句の

ことが話題になり得る時期、つまり室町時代の文明年間（一四六九―一四八七）から数十年ほどの間と見てよいのではないかと思われるのである。

さて、この『伊勢物語奥秘書』の注釈が、いわゆる「冷泉家流伊勢物語注」の類に近いことは一目にして明らかである。

今、第四〇段の場合（一九七―一九八頁）を例にすると、

（一）「むかし、わかきおとこ、げしうはあらぬ女を思ひけり」と「げしう」と濁り、「げしうはあらぬとは、いやしからぬと云事也」と注す。

（二）「さかしらする親」を女の親とし、紀有常夫妻のこととする。

（三）「女を追ひうつ」とあるのは、有常夫妻が、「（平）定文の方へと女を誘へと云由也」とする。

（四）「女もいやしければ」とあるのは、娘を卑下して言うのだと説きつつ、一説として、「いやし」とは「若を云也。若時は加階もひきければ、いやしと云なり」とする。

（五）「血の涙を流すとは、深く歎由也」と注し、「楚辞云、卞和山の下哭事、七日七夜」を引く。

（六）「とよみて、たえいりにけり。おやあはてにけり」の「親」を、女の親である有常のこととする。

（七）「まどひて願たてけり」を「春日へ詣るなり」と注する。

（八）「けふのいりあひばかりにたえいりて、又の日のいぬのときばかりになむ、からうじていきいでたりける」という本文について「貞観十一年七月十八日絶入」と注し、「『中将冥途ノ記』の中に、『閻魔宮の』などいへり」と注している。

このように、注釈の特徴を八項目にまとめてみたのであるが、そのいずれもが、いわゆる「冷泉家流伊勢物語注」の特色としてとらえられるものなのである。

さて、これらの内、これに最も近いと目されるのは、正徹自署・蜷川智溢筆『伊勢物語』[注13]の行間書入注である。これを見ると、行間書入れであるために詳細な記述は少ないが、それでも、（二）「さかしらする親」の傍に「有常、此女ヲ定文ニ合ント先約スル也」とあり、（七）「まどひて願たてけり」の傍に「春日ニマウデテイノル也」とあり、さらに（八）「けふのいりあひ許にたえいりて又の日のいぬのときばかりになむ、からうじていきいでたりける」という本文の傍らに「貞観十一年七月十八日絶入一日一夜。『中将冥途記』中有『閻魔宮』ナドノ記アリ」と注しているというように、三点が一致しているのである。

次に、同じく正徹流の古注を伝える宮内庁書陵部所蔵の正徹伝授・心敬聞書の『伊勢物語注』を見ると、（三）「さかしらする親」の傍らに「有常、此女ヲ定文ニ合ント約束シタルヲ云也」とあり、（七）段末に「願立ト八、春日詣祈也」とあり、さらに（八）「貞観十一年七月十八日絶入、一日一夜、中将焔魔宮行記アリ」というように一致していて、この『奥秘書』の説が正徹流の注釈によっていることがわかるのである。

ついでに言えば、第四〇段「おとこ、血の泪をながせども、とゞむるよしなし」について、『奥秘書』は、「血の泪を流すとは、深く歎由也。『楚辞』云、卞和山下哭事、七日七夜、涙尽て継に以血を云々」と記すが、この引用は、「冷泉家流伊勢物語注」として分類される『十巻本伊勢物語注』『増纂伊勢物語注』や『河野美術館本伊勢物語註』には見られない。しかし、『伊勢物語の研究［資料篇］』に翻刻した『書陵部本注』を見ると、（二）（三）「さかしらする親とは、有常、この娘を業平にあはせじ、定文に逢せんとするを云也」とあり、（五）「ち

の涙をながすとは、思ひのせつなるには、ちのなみだをながす也。本文、『古今』のごとし。説云、「ちのなみだおちてぞたぎつ白河は君が世までの名にこそありけれ」。血の涙といふ、本文也。あまり泣ぬれば、涙つきて血をながすなり。韓子曰、楚人卞和得玉璞於楚山中献之武王之使玉人治之得其宝、名曰和氏璧也。血の泪は法文にも侍り」とあって、『楚辞』と『韓子』の違いはあっても、やはり一致しているのである。

このように、『伊勢物語奥秘書』の説は、いわゆる「冷泉家流古注」の一つだと言い切ってよさそうであるが、次のような場合もあることを、注意しておきたい。

第六三段の「馬のくちを取」に関連して（二一七頁）、『伊勢物語』の本文には「在五中将」とあるのに、「冷泉家流伊勢物語注」に属する『十巻本伊勢物語注』が「業平、于時右馬頭ナリケレバ、ソノ口ヒキヲ聞召ヲ云也」（四六頁）と記し、『増纂伊勢物語抄』も「業平、于時右馬頭也ければ、其口引を聞食を云也」（二一七頁）と注し、『書陵部本抄』が「むまの口を取てとは、業平右馬頭なり。其口引を聞をいふ也」とあって、これが「冷泉家流伊勢物語注」の類の一般的理解であるのに、この『奥秘書』では、まず他の「冷泉家流伊勢物語注」と同じように「馬のくちを取とは、その時、中将、右馬頭也。其くちひきを聞食由也」（二一七頁）と記した後、続けて「其時、右馬頭と云事、代々師説なれ共、勘るにあたらず」と記しているのである。つまり、業平はその時右馬頭であったという「冷泉家流伊勢物語注」の説を「師説」として尊重しつつも、それを適当に無視して「在五中将」とする『伊勢物語』本文によって述べてゆく、この『奥秘書』の姿勢が注目されるのである。

伝来の説をあえて無視する、この『奥秘書』の特徴を示している例を、もう一つ掲げておこう。

東下りの段（第九段）、有名な「三河の国、八橋」について、「冷泉家流伊勢物語抄」の類は、すべて業平をめぐる女性を譬喩していると説き、『十巻本伊勢物語注』では、種々の説を引いた後に、

三人トハ、二条后、染殿后、有常ガ娘也。八橋トハ、八人ヲカケテ思渡ルヲ云也。八人トハ、四条后、染殿内侍、伊勢、小野小町、定文ガ妹、初草女、源当純妹、斎宮女御、此八人也。

と記し（一四一一五頁）、『増纂伊勢物語抄』でも、

三人とは、二条后、染殿后、有常が娘也。八橋とは、八人を懸て思ひ渡を以、八橋と云也。八人とは、四条后、染殿内侍、伊勢、小野小町、定文が妹、初草女、源当純妹、斎宮女御、此八人也。

と記しているのである（八五頁）。

また前述のように「冷泉家流伊勢物語注」の類を総合している『書陵部本伊勢物語抄』でも、

三人とは、二条后、染殿后、四条后等也。八橋とは、八人をいづれも捨がたくて思ひわびたる心也。八人とは

三条町文徳天皇思人、これ高親王母、有常娘染殿内侍、伊勢、小町、定文娘（妹）、初草女、当純娘、斎宮、此八人也。

とあって、それぞれやや混乱はしているが、「三河」と「八橋」に女の名をあてることには変りがない。

それに対して、この『伊勢物語奥秘書』では、「三河」については、

三河とは、染殿の后、二条の后、四条の后、三人を思ふ由なり。（一六五頁）

と記して、冷泉家流古注の特徴を示しているのだが、「八橋」については、

八橋とは、恋の心の、蜘手の如くに乱る由なり。又八人を思ふなり。前の三人に五人をくはへたるの説なり。

と記して、八人の人名を列記することは省略してしまっているのである。

同じような例になるが、初段の「となむおひつきて言ひやりける」の「おひつきて」について、『書陵部本注』

は、

帯つきてとは、衣のすそをきりて、帯のやうにつぐを云。家隆には、おいつきて見るといふ也。

と記し、同じく書陵部所蔵の『正徹伝授・心敬聞書　伊勢物語注』にも、

帯続テト当流ニハ心得。追付テハ他家ノ義也。上古ハ男女ノカタラヒセントテ、帯ヲヤルナリ。ヒタチ帯モ同前。アハジト思バ帯ヲ返ト云々。

と記されていて、「帯つきて言ひやりける」と読む珍妙な説が、定家流を自称する「冷泉家流古注」の一般的な説として尊重されており、本書所収の『十巻本伊勢物語注』（六頁）でも、

カリギヌノスソヲ切テ歌ヲ書テヤルトハ、業平必紙ヲモタザルニハアラズ。上古ニハ、男女ノ契ヲセントテハ、帯ヲ遣ス也。鹿島ノヒタチ帯ノ由緒也。

と記し、『増纂伊勢物語抄』（七八頁）でも、

狩衣のすそを切て歌を書てとは、業平必ず紙をもたぬにはあらず。上古は、男女の契りをせんとては帯を遣す也。鹿島のひたち帯の由緒なり。『古今』の如し。業平、折節帯の無ければ、狩衣のすそを切て帯のごとくにつぎて、春日野ゝ歌を書て遣す也。

と記し、さらに数行後の増補部分と思われる箇所にも、

帯つきて云やりけるとは、狩衣のすそを帯につぎてやる也。

とある。『十巻本伊勢物語注』でも、『増纂伊勢物語抄』でも、「冷泉家流古注」の説をそのまま踏襲しているのである。

それに対して、この『伊勢物語奥秘書』（一五五頁）では、

おとこのきたりけるかり衣のすそをきりて、歌をかきてやる、　心は、狩衣のすそを切て、帯の如につゞけて、それに歌をかけるにこそ。

と「冷泉家流古注」の説を記しておきながら、後には（一五六頁）、

となむをいつきていひやりける　女の有所をもとめて云やるさまなり。次の一説、「追着きて」と云もあり。一説、「帯続て」と云義もあり。当流には不用なり。

とあって、「帯続て」という古注の説は「当流には用いざる」「一説」として扱われていることを知るのである。

なお、この『伊勢物語奥秘書』は、前述した『増纂伊勢物語抄』が冷泉家流の古注に『彰考館本伊勢物語抄』の類を増纂していたのと同じように、冷泉家流の古注に別種の注釈説を付加しているらしいことは、一五五頁と一五六頁では注釈内容と注釈姿勢が異なっていることと、春日野で垣間見した姉妹の姉を「むらさきのうへ」、妹を「しのぶのうへ」と言っているような叙述が、数多くの「冷泉家流伊勢物語注」の類とは異なっていることによっても推察される。『伊勢物語奥秘書』も、幾つかの古注釈を増纂していたのであり、幾つもの注釈説を比較検討するところから、妄信的に伝承してきた「冷泉家流古注」とは異なる場所に身を置いて注釈する姿勢になって来たのである。

七　「伊勢物語奥秘書」の「新注」

「伊勢物語奥秘書」には、このように、古注に依拠し、古注を重んじながらも、一方では古注から離れようと

している傾向があることがわかったのであるが、この古注に対立する説を、特に「新注」と明記する場合があることを次に注意しておきたい。

冒頭の総論の部分において（一五四頁）、諸本について述べた後、

注にも、新注、古注あり。此新注は二条の太閤のあそばされたるなり。当世、用之。

と記している。

この『奥秘書』が成立した頃には、二条良基の説が「新注」と称されて尊ばれていたということなのであるが、二条良基による『伊勢物語』の注釈は、残念ながら残っていない。だから言うわけではないが、私は、この「二条の太閤」は「一条の太閤」の誤りではないかと思う。事実、第九段の「かれいひくひけり」（一六五頁）について、「飯の惣名なり」という古注の説に対して、「新注には、ほしいひの事を云。干食飯を云となり」（一六五頁）としているのは、『伊勢物語愚見抄』の「かれ飯は旅の食物也。干飯と書く」と一致するし、第五八段の「葎生ひて荒れたる宿のうれたきはかりにも鬼のすだくなりけり」の歌に関連して（二一一頁）、

一条殿の説には、「おに」の「お」の字を、はねるこゝろなり。「に」と「な」とは、五韻相通する故也。

と言っているのは、要するに「おに」とは「おンな」のことだということであるが、兼良の『伊勢物語愚見抄』を見ると、

鬼はをんな也。「な」「に」「ぬ」「ね」「の」は、五音通ずるによりて、をんなを鬼とはいへり。

と言っているのである。「二條の太閤」は「一條の太閤」の誤りであり、二条良基ではなく、一条兼良のことだったのである。

室町時代の『伊勢物語』の注釈書として、兼良の『愚見抄』に続くものとしては、宗祇の講釈を肖柏が聞き書した『肖聞抄』や、同じく宗長が聞き書きした『宗長聞書』、さらには清原宣賢が三条西実隆・公条父子の説をまとめた『惟清抄』が知られているが、この『伊勢物語奥秘書』には、『肖聞抄』『宗長聞書』『惟清抄』などの宗祇・三条西家流の注釈の影響は、ほとんど見られないようである。

たとえば、第四九段の「うらわかみねよげに見ゆる若草を人のむすばんことをしぞ思ふ」（二〇五頁）という歌について、宗祇・三条西家流の注釈では、

心は、我がいもうとなれば、子細なしとみれど、他人はいかゞ思はんやと、猶いもうとをあはれむ心也。（中略）又の儀に、いもうとをけさうじていへる心もありと云々。（肖聞抄）

心は、業平、わがいもうとを、せつにおもひて、我こそかく子細なしとはみれ、人はいかゞおもはんと云儀也。（中略）わがいもうとを憐憫の儀也。古註には、業平わがいもうとを、けさうのこゝろにて、ひとのむすばんことをしくおもふ心也。不可用之。（宗長聞書）

というように、妹を懸想したのではなく、憐憫の気持をもって詠んだのだと説き、「初草のなどめづらしき言の葉ぞうらなく物を思ひけるかな」という妹の返歌についても、

心は、あまりに我をあはれむ所のかたじけなきを云也。是程まではなどめぐみけるぞと云心也。大かた世界に人をあはれむにこえて、中将のれんみんすることを、などかほどまでめぐみ侍るぞと喜悦のこゝろ也。（中略）古注には、「などめづらしき」とは、業平、おもひかけず、われをけさうするを云也。（肖聞抄）（宗長聞書）

というように、妹は、男がこれほどまで慈愛をもって接してくれることに感謝し喜悦しているのだと説いているのだが、『伊勢物語奥秘書』（二〇五頁参照）は、このような中将憐憫説は全く用いず、一条兼良の『愚見抄』が、男の歌について、

ねよげは、草の根のよきを、人とねてよきにそへたるなり。むすぶも、枕にむすぶ心也。わがいもうとなれば、かくいへり。

と述べ、また妹の返歌についても、

草の始てもえ出たるをめづらしきこと葉といへり。思ひもかけぬ事を中将ののたまふといふ心也。（後略）

と述べているのに近い解釈を示しているのである。

同様のケースとして、第六二段の後の歌、「是や此われにあふ身をのがれつゝ年月ふれどまさりがほなき」の解釈に見よう。

『愚見抄』では、「私から離れて行って年月がたっても、すばらしくなってはいないなぁ」と訳す現代の諸注釈書と同じく、

歌の心は、我にあはじとのがれたる人をみれば、年月ふれども、まさりたることもなきはと、はぢしめたる歌也。

というように、自分から去って行った女の「まさり顔なき」ことを嘆いたのだが、結果として、女を蔑視したことになるという解釈をとっているのであるが、『肖聞抄』『宗長聞書』『惟清抄』などの宗祇・三条西家流の注釈書では、

我に逢身をのがれて年月をふれど、思なをす事なき、とよめる也。業平の所を立出たる女なれば、我を思ふ事の、もとよりは、すこしもまさるやと思へば、さもなきよしをうらむる也。女を落としてよめるにはあらざるべし。是、当流の本意也。（肖聞抄）

われに逢事をのがれて年月をふれど、猶おもひもなをされず、いとひ侍るぞと云也。（宗長聞書）

我ニ逢事ヲノガレテ年月ヲフル程ニ、思ヒナヲサンカト思ヘドモ、思ヒナヲス事モナキ也。我ヲ思フ事ノマサルカト思ヘドモ、サモナシトナリ。女ヲアテゝ云ヤウニミル義ハ業平ノ性ニアラズ。（惟清抄）

というように、女を落としめているのではなく、「業平のことを深く思わずに離れて行ったのだが、年月がたっても、業平に対する愛情は勝っていないのか」と問うているのだという別解を示している点において共通しているのであるが、『伊勢物語奥秘書』には、このような旧注の説はまったく見られず、女を「色好みなる」小野小町のこととしているゆえに、

歌の心は、我所をのがれ行て、年つきふれども、猶、此心（好色の心）やまずと云事也。（二一六頁）

と注していて、宗祇・三条西家流の注釈とはまったく次元を異にしているのである。

つまり、この『伊勢物語奥秘書』は、一条兼良の『伊勢物語愚見抄』より後のものであるゆえに、当然、宗祇や三条西家流の人々の注釈とも近い時代のものであるはずだが、宗祇や三条西家流の人々が活躍していた場所にかかわらない世界において伝授されていたのではないかと思われるほどに、その影響を受けていないというところに、特徴が見られるのである。

八　「冷泉家流伊勢物語注」の増補性

『伊勢物語奥秘書』は、第五〇段の「鳥の子を十づゝ十はかさぬとも思はぬひとをおもふものかは」の注（三〇五頁）において、

> 鳥の子は更にかさねがたき物なり。かゝる有がたき事はありとも、我を思はぬ人は、思ひがたしと云心也。陳鴻『報恩記』云、恩の至て恩なるは、父母の恩。縦以禽子空上に百数百度重共、其恩難報云々。昔、もろこしに、献公と云御門をはしけり。九層の台を作らしむ。八百尺に立て給ひけるに、民、皆、春秋の業を捨て、三年までにいとなみけれども、事ならず。然共、是をいさむるもの、「其族皆罪に行ふべし」と、の給ひければ、をそれて、雇人なかりけり。有時、荀息と云人、禁中に参りて、「仕る奉らん」と申す。「何をか芸にする」と尋給ふ。碁石を重ねて、其上に鳥の子を重ぬる由を申ければ、「さらば」とて、かさねさせ給ふに、碁石十二の上に、鶏のかいこを九つ重ぬるを見給ひて、「あら、あやうしや」との給へる時、荀息申しけるは、「足よりも猶あやうき事あり。君の九層の台を作り給ふに、人つかれ、民くるしみ、百姓隣の国へにげ失せなどするは、御代を持給はん事あやうきなり」と申しければ、御門、かんじ給ひて、やみ給ひけり。それをとりて、鳥の子を百までは重ぬるとも、思はぬ人を思ふまじきと云也。

と記しているのであるが、有名な故事であるゆえに、旧注も無視できなかったのか、『肖聞抄』は「百卵をかさぬると云事もあり。又、基子をかさねたる事もあり。但、此歌に云所は本説をば不用」と言い、『宗長聞書』も「百卵をかさぬると云本文あり。古註の儀也。当流の心は、如此なりがたきことはなるとも、おもはぬ人を、いかゞおもはんと云儀也」というように、その「本説」「本文」に言及はしているが、それは「古註の儀」であって、当流には用いないと言っているのであるが、『伊勢物語惟清抄』を見ると、

> 卵ヲ一ツカサネンモ、スベリテ成ガタシ。百ノ卵ハ何カカサネラルベキゾ。有マジキ事ヲ云也。世間ノアブナキ事ヲ累卵ト云。『文選注』ニ、『説苑』ヲ引。晋平公ガ時ニ、九層ノ台ヲ作也。荀息ガ是ヲ諫メントテ、「臣ハヨク基子ヲ十二カサネテ、其上ニ卵九ツヲカサヌル事ヲスル」ト云。平公曰、「ソレハ危キ事也」。荀息曰、「コレ危カラズ。公ノ九層台ヲ作テ、百姓ヲ煩ハス。是、甚危キ事也」ト云。平公ノ領解シテ、台作ル事ヲ止タリ。『文選注』ニハ、平公ヲ霊公トシ、基子ノ術スルモノト云モノヲ孫息トシタリ。コヽハ故事機縁ノ方ニハアラズ。成マジキ事ニ云也。タトヒ有マジキ事ハ有トモ、思ハヌ人ヲ思フト云事ハアルマジキ也。

としている。「コヽハ故事機縁ノ方ニハアラズ」と言ってはいるが、その掲げ方は詳細で、前掲の『伊勢物語奥秘書』のそれに近いものになっている。後に三条西実枝から伝授を受けた細川幽斎の『闕疑抄』もこれをそのまま引いているから、三条西家においては、知識として「故事」の類を教育的に説くのであろうが、古注を重んじ本説を説く態度と、本説の存在を示しながらそれを否定する態度とは、やはり大きな違いがある。

ところで、右に引用した『宗長聞書』は「百卵をかさぬると云」本文が「古註の儀」であると言っていたように、冷泉家流の伊勢物語古注を代表する『書陵部本抄』や、本書に収めた『十巻本伊勢物語注』などは、陳鴻の『報恩記』を引いている。しかし、もう一つの「九層台の故事」は引いていない。この「九層台の故事」を引くのは、『増纂伊勢物語抄』だけなのである。

『増纂伊勢物語抄』は、すでに記したように、「冷泉家流古注」を代表する『十巻本伊勢物語注』とほぼ同じ

内容の注釈に『彰考館本伊勢物語抄』と一致する別種の注釈を加えているのだが、この第五〇段の場合も、『十巻本伊勢物語注』とほぼ一致する「冷泉家流古注」の説を記した後、追加の形で補っているのは、おそらく『彰考館本伊勢物語抄』の類による増補であろう（一一一頁）。

追、鳥子ヲ重ト云事、『千金文経』に見たり。昔、晋の献公と申御門、九層の台を作て、民の煩と成。人民こらへかねて他国へ逃行。男は東作西取の業をもせず、女は蚕養織継の態をもせず、安き時なく歎きけるを、諫る人なし。「若、諫る人あらば、誅戮せん」と王のたまふ所に、爰に、姓は荀、名は息と云人、来て、色々芸をして見す処に、定て我をば諫来らんとて、「射取」と下知す。荀息「また面白き事可仕」とて、其時、十二の碁石を重て、其上に九の玉子を重ね見すとき、王あやうきとて内へ入を、御袖をひかへて申やう、「此ごとく、今、御国あやうくそうらへば、御台を止られ、民を御すくひそうらへ」と諫り。されば、その鳥の子を縦百重とも、思はぬ人を思はじとよめり。此古事、『注千字文』にものせたり。

繁簡やや異なるが、「献公」「荀息」の名をはじめ、『伊勢物語奥秘書』とも共通するものがある。『彰考館本伊勢物語抄』は前半部が欠落していて、この部分が伝存していないので確認できぬが、この類の注釈書から引用増補したことは、おそらく間違いあるまい。

昭和四十四年（一九六九）に『伊勢物語の研究［資料篇］』を刊行、『冷泉家流伊勢物語抄』と題して『宮内庁書陵部本伊勢物語抄』を翻刻紹介した時、人々は今まで知られなかったこの種の注釈の特異さにただ驚くばかりであったが、それから二十年、三十年と経過するうちに、「書陵部本抄は増補が多く、純粋ではない」と批判めいた口調で書かれている文章を見るようになった。佐藤（神田）裕子氏による今治市河野美術館本の紹介翻刻[注14]など、「冷泉家流古注」の原初の形態を究める努力も当然重要な課題ではあるが、『書陵部本抄』を始め、本書に収めた『増纂伊勢物語抄』や『伊勢物語奥義書』など、この種の注釈は、古注を基盤に据えながらも、他説をどんどん追加し、増補してゆくところに特色があるという実態から目をそむけてはならない。そこに室町時代の『伊勢物語』の注釈書の特徴があるからである。まことに、増補こそが、その注釈書が時代に「生きている」ことの証であり、他注の「増補」による比較検討が、注釈の相対化への道であったことを認識する必要があると思うのである。

注

（1）［研究篇］は一九六八年、［資料篇］は一九六九年、共に明治書院刊。

（2）明和九年刊本による。

（3）本書所収の本文によるが、読解の便をはかって清濁を表示し「　」の類を加えた。以下、注釈書の引用はすべて同じ。

（4）佐藤（神田）裕子「河野美術館蔵『伊勢物語註　冷泉流』解題・翻刻」（片桐洋一編『王朝文学の本質と変容　散文編』和泉書院、二〇〇一年刊）

（5）『伊勢物語の研究［研究篇］』（一九六八年、明治書院刊）『伊勢物語の新研究』（一九八七年、明治書院刊）『源氏物語以前』（二〇〇一年、笠間書院刊）

（6）［改訂新版］一九八四年、風間書房刊

（7）一九七三年、赤尾照文堂刊

(8) 井上宗雄氏の『中世歌壇史の研究　南北朝期』（一九八七年、明治書院刊）を始め、通説は関東在住の廷臣一条能基のこととするが、疑問もある。『公卿補任』によれば、弘安八年の一月二十一日に能基は没しているので、東大本の「弘安九年十二月」はおかしい。

(9) 弘安元年に「閏十二月」はない。「閏十二月」があるのは、東大本が言う弘安九年である。

(10) 二〇〇〇年、笠間書院刊

(11) 注8参照。

(12) 『大和物語』の「心を取り」要約したというのか、『大和物語』、もしくはその登場人物が「心劣り」しているというのか、わからない。

(13) 片桐洋一所蔵。『伊勢物語古注釈コレクション　第一巻』（一九九九年、和泉書院刊）所収。

(14) 注4に同じ。

（片桐洋一）

【編集委員】

片桐洋一（かたぎり・よういち）
1931年生まれ。京都大学大学院博士課程単位取得。大阪女子大学名誉教授。主要著書『伊勢物語の研究［研究篇］［資料篇］』（明治書院）『伊勢物語の新研究』（明治書院）『源氏物語以前』（笠間書院）

【編集委員】

山本登朗（やまもと・とくろう）
1949年生まれ。京都大学大学院博士課程単位取得。関西大学教授。主要著書『伊勢物語論　文体・主題・享受』（笠間書院）『日本漢詩人選集・菅原道真』（共著・研文出版）『平安文学研究ハンドブック』（共編・和泉書院）

神田裕子（かんだ・ゆうこ）
1970年生まれ。早稲田大学大学院博士課程単位取得。早稲田大学大学院生。主要論文「河野美術館蔵『伊勢物語註　冷泉流』」（『王朝文学の本質と変容　散文編』和泉書院）「『玉水』の作品研究」（『演劇映像』第43号）「古活字本『謡抄』単辺十二行本の書誌学的研究」（『演劇研究センター紀要』III）

丸山愉佳子（まるやま・ゆかこ）
1976年生まれ。学習院大学大学院人文科学研究科博士後期課程在学中。主要論文「伊勢物語奥書集成稿（一）」（『国文学研究資料館文献資料部調査研究報告』第23号）「伊勢物語享受の実際　―伊勢物語版本についての報告」（『学習院大学国語国文学会誌』第46号）

伊勢物語古注釈大成（いせものがたりこちゅうしゃくたいせい）　第一巻

2004年（平成16）10月30日　初版第1刷発行©

片桐洋一・山本登朗　責任編集

装幀　右澤康之
発行者　池田つや子
発行所　有限会社笠間書院

〒101-0064　東京都千代田区猿楽町 2-2-5
☎ 03-3295-1331(代)　FAX03-3294-0996
振替00110 1 56002

NDC分類 913.32

ISBN4-305-70041-7 C3395
藤原印刷・渡辺製本
（本文用紙：中性紙使用）

乱丁・落丁本はお取りかえいたします。
http://www.kasamashoin.co.jp